

修生を受け入れる第一次受入れ機関及び不正行為があったと認定され3年間の研修生の受入れを停止された後初めて研修生を受け入れる第一次受入れ機関は、最初の6か月間は毎月監査を行い、その結果を報告してください。

監査報告を行う場合は、監査の結果を記載するほか、研修日誌の写しを添付しなければなりません。

監査を行うに当たっては、現地に赴き研修生の研修状況を直接確認することが肝要です。その際、研修指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の研修が研修計画どおりに行われているかどうか十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける研修生から研修の進捗状況を聴取したり、その場で研修日誌の記載内容を確認する等して、研修の進行状況を把握することが大切です。

#### c 問題事例等の報告

失踪等の問題事例やその疑いのある事案が発生した場合は、直ちに地方入国管理局等に報告してください。

事案の内容によっては地方入国管理局等で対応する必要があるものもあるので、早急な報告が必要です。

#### ⑬ 失踪事例の取扱い

研修生の失踪が発生した場合には、地方入国管理局等へ報告を行った上で、他の研修生・技能実習生、本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在（就労先等）の把握に努め、所在を確認したときは、直ちに失踪の届出を行った地方入国管理局等及び失踪者の所在地を管轄する地方入国管理局等に通報してください。

#### ⑭ 帰国後の修得技術等の活用状況に関するフォローアップ

第一次受入れ機関は、送出し機関と協力して、本邦で技術等を修得した研修生・技能実習生が本国でそれを活用しているかどうかについてのフォローアップを行う必要があります。これは、基準省令で、研修生が修得した技術等が研修生の本国で活用されることが必要とされているためであり、また、研修・技能実習制度の趣旨が技術等を海外に移転するものであるということからも求められます。具体的には、研修生が帰国後、本国において一定期間、我が国で学